令和４年度第２回銚子市農業委員会会議録

１　日　　時　令和４年５月１３日（金）午後４時００分

２　場　　所　銚子市役所２階会議室

３　議　　題

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請処理について

議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請処理について

議案第３号　農用地利用集積計画について

議案第４号　相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議案第５号　令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

４　出席者（在任委員２６名中２６名）内農業委員出席１５名

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
1	坂尾　清志	2	石毛　清	3	向後　三夫
4	滑川　清一	5	宮内　　弘	6	吉原　康仁
7	小池　秋男	8	飯田　隆衛	9	岩瀬　英行
10	山口　信行	11	五味田　剛	12	神原　長博
13	宮内　克雄	14	中居　好雄	15	加瀬　芳枝
16	石毛　昭雄	17	小松　孝昌	18	宮内　　武
19	多田　　裕	20	加瀬　豊	21	加藤　高志
22	衣幡　実	23	石井　克幸	24	髙橋　律子
25	竹内　進一	26	島﨑　　隆		

５　欠席者　　なし

６　事務局出席者（４名）

事務局長　　大槻　俊勝　　主　査　　佐藤　誠之

主任主事　　寺井　大智　　主　事　　鈴木　江美

７　会議の概要

―――――　午後４時００分開会　―――――

議　長　　それではただいまより、令和４年度第２回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、おりません。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならい議事録署名人２名を議長が指名することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議　長　　全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号２番　　石毛　清委員

議席番号５番　　宮内　弘委員　このお二人に議事録署名人をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第３１条第１項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第１号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。

順位１番と順位２番は関連がありますので、一括して審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第１号の１から２

〇〇委員　　それでは、順位１番と順位２番は関連がありますので、一括してご説明いたします。

本件は、農地法第３条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は三崎町２丁目２６６１番１、登記簿地目山林、現況畑、地積１，４４５㎡外１筆合計地積３，１１１㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道１２６号線を旭方面に向かい、三崎町イオンの２００ｍ先、銚子特別支援学校入口のバス停の手前左側です。現在は、キャベツの植え付けがされていまし

た。本件の申請理由につきましては、譲受人は、経営規模拡大のため、譲渡人は、農業経営の規模縮小のためです。

また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題はありません。譲受人は取得後の面積も下限面積を超えていることから、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第２号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の１

○○委員　それでは、順位１番についてご説明いたします。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、四日市場町４２番２、登記簿地目畑、現況畑、地積１３４㎡です。申請の用途は、敷地拡張用地です。申請地の場所は、国道３５６号線柴崎町の信号を海上小学校のほうへ向かいすぐ左折し北へ７0m 進み左側の譲受人の自宅の裏です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については第１種住居地域に指定されており、第３種農地と判断します。転用計画につきましては、敷地拡張１３４㎡で、家庭菜園として利用するとのことです。工期としては令和４年６月２０日か

ら令和４年６月３０日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は発生しません。雨水は、地下浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

次に順位２番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第２号の２

○○委員　　それでは、順位２番についてご説明いたします。本件は農地法第５条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、○○町○○○○です。譲渡人は、○○町○○○○です。申請の地番、地積は、高神西町３２５７番１、登記簿地目田、現況田、地積６８０㎡です。申請の用途は、専用住宅及び資材置場用地です。申請地の場所は、潮見町から銚子駅方面に向かいセブンイレブン銚子高神西町から北西に１００ｍほど進んだ右側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第２種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅１棟１３０．０１㎡、カーポート１棟３２．８３㎡、資材置場６４㎡です。工期としては令和４年９月５日から令和５年１月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資の審査結果が添付されております。汚水雑排水については、合併浄化槽により処理後に、前面市道側溝へ放流します。雨水は、敷地内にて浸透処理します。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、農地等に係る営農条件への支障はな

いと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議　長　担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第３号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。

本議案は、農用地利用集積計画についてでありますので、順位１番から８番について審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第３号

事務局　それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位１番から８番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。

設定者は、○○町○○○○外７名。被設定者は、○○町○○○○外７名。

申請の地番・地積は、見晴台１０６番　、登記簿地目　畑、現況　畑、地積４７２㎡外田４筆、畑１３筆、合計地積１５，９１０㎡です。

その内容ですが、順位１番は、新規に５年の使用貸借権を設定しようとするもので、畑１筆、地積が４７２㎡です。順位２番は、新規に５年の賃借権を設定しようとするもので、畑３筆、合計地積が１，９８１㎡です。

順位３番から５番は、新規に１０年の賃借権を設定しようとするもので、畑１１筆、合計地積が９，４５８㎡です。順位６番から７番は贈与により所有権を移転しようとするもので、田４筆、畑２筆、合計地積は３，７９５㎡です。最後に順位８番は売買により所有権を移転しようとするもので畑１筆、地積が２０４㎡です。以上順位１番から８番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備さ

れています。よろしくご審議の程お願いいたします。

議　長　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第４号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　事務局の朗読が終わりました。本議案は、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について」ですので、事務局に説明をお願いします。

議案第４号

事務局　議案第４号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について」ご説明いたします。

申請人である相続人は、○○町○○○○さん、被相続人は、同町同番地○○○○さんです。対象となる農地は、笠上町６０６２番登記簿地目畑、現況畑、地積５４５㎡外 11 筆合計６，３４０㎡であり、４月２０日付で証明願が提出されました。申請人は、専業で農業経営を行っており、申請の農地を確認したところ、現在適正に耕作、管理されており、今後も耕作する意思があることを確認しています。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議　長　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

○○委員　相続税の納税猶予制度とはどのような制度なのか、説明していただきたいです。

事務局　相続税の納税猶予制度とは、亡くなった親から農地を相続した子供が、農業経営をし、その農地を耕作している場合に限り、相続税を猶予できる制度です。今回の案件につきましては、○○○○さんが亡くなり、子供の○○○○さんが相続しましたが、農業振興地域外の農地であり評価が高いため、この制度を使い、納税を猶予しようとするものです。

議　長　　ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員　　申告期限はあるのか。

事務局　　相続が発生した時から１０ケ月以内です。

議　長　　ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに

議案第５号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

（事務局朗読）

議　長　　事務局の朗読が終わりました。この内容について、事務局に説明をお願いします。

議案第５号

事務局　　議案第５号　令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明いたします。

活動の点検・評価ついては、令和３年度第１２回農業委員会総会で原案を決定していただき、４月１日～４月３０日までの間ホームページ上で地域の農業者等の皆さんからご意見を募集しましたが、ご意見等はありませんでした。このことから、原案をもちまして、銚子市農業委員会における令和３年度の活動の点検・評価を決定し、その内容をホームページ等で公表したいと考えております。

なお、令和４年度第１回農業委員会総会で決定いたしました令和４年度最適化活動の目標の設定等については、意見の募集は行わなくてよいとのことから、第１回農業委員会総会で決定いたしましたとおり、ホームページで公表しております。以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案書の７ページから８ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

（なし）

議　長　　以上で、予定した議事が全て終了しました．これをもちまして、令和４年度第２回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦労様でした。

――――――　午後４時３０分閉会　――――――

銚子市農業委員会会議規則第 13 条により署名する。

議　　長

署名委員

署名委員